

7.1 選定した項目及びその理由

7.1.1 選定した項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 7-1に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することにより、表 7-1及び表 7-2に示すとおりとした。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、 電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの12項目であ る。

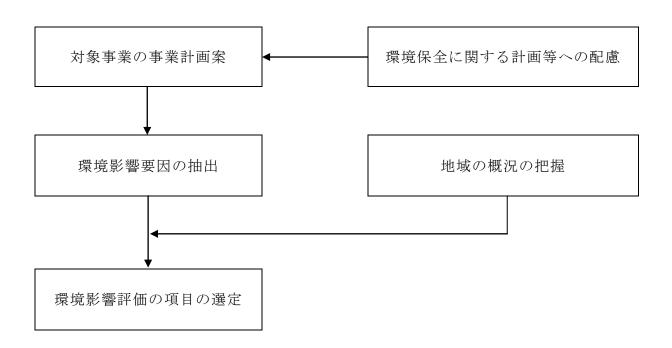


図 7-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 7-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価の項目 区分 環境影響要因		大気汚染	悪臭	騒音・振動(低周波音を除く)	水質汚濁	土壤汚染	地盤	地形・地質	水循環	生物・生態系	日影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス
工事の施行中	施設の建設等					0	0		0							0	0	
	建設機械の稼働	0		0														
	工事用車両の走行	0		0														
工事の完了後	施設の存在						0		0		0	0		0		0		
	施設の稼働	0	0	0													0	0
	ごみ収集車両等の走行	0		0														

注1) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

表 7-2 大気汚染に係る予測・評価小項目

環境影響評価の項目		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	ダイオキシン類	塩化水素	水銀
区分	環境影響要因	(S0 ₂)	(SPM)	(NO_2)	(DXNs)	(HC1)	(Hg)
工事の施行中	建設機械の稼働		0	0			
施行中	工事用車両の走行		0	0			
工事の完了後	施設の稼働	0	0	0	0	0	0
	ごみ収集車両等の走行		0	0			

注) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

注2) 地盤及び水循環における工事完了後とは地下く体工事完了後を示す。

7.1.2 選定した理由

(1) 大気汚染

ア エ事の施行中

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、建設機械及び工事用車両の排出ガスを考慮して、表7-2に示すとおり浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

なお、微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄 与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目としない。今後の動向を踏ま え、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目としない。

イ 工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排出ガス及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、表7-2に示すとおり、施設の稼働については処理対象物質及び処理工程等を考慮して、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀とし、ごみ収集車両等の走行については、排出ガスを考慮して浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

なお、微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目としない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目としない。

(2) 悪臭

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排出ガス及びごみバンカからの臭気の拡散による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、解体工事に先立ち、ごみバンカの清掃を行い、付着した堆積物を取り除くことにより、解体工事中にごみバンカからの臭気の拡散による影響はないと考えられるため、工事の施行中の悪臭については予測・評価項目としない。

(3) 騒音・振動

ア 工事の施行中

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、建設機械から発生する低周波音については、使用する建設機械が市街地の建設工事で一般的に使用されている低騒音型であり、通常問題になることはないと考え

ることから予測・評価項目としない。

イ 工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、低周波音については、既存施設における低周波音(G特性及び平坦特性の音 圧レベル)では、卓越した周波数が認められない上、周辺へ影響を及ぼすとされる指 標を下回っている。また、計画施設の主要な機器構成及び配置は、既存施設と大きな 差異はない(資料編p. 29~37参照)。以上のことから、施設の稼働に伴い発生する低 周波音については、予測・評価項目としない。

(4) 土壌汚染

工事の施行中においては、掘削工事により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出される。施設稼働中に可能な範囲で現況調査を行い、汚染は認められなかったが、調査出来ない範囲が存在することから、土壌の取扱いに慎重を期すために、予測・評価項目とする。

工事の完了後においては、工事の施行中に新たに土壌の汚染が認められた場合は関係法令等に基づき適切に対策を講じることから、汚染土壌が敷地外へ搬出されることはない。また、灰等の運搬にあたっては、天蓋付きの運搬車両(p.43参照)を使用するとともに、建物内の閉め切った空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することはない。さらに、プラント排水については、下水排除基準に適合するように処理したのち、公共下水道に放流するとともに、排出ガス中の有害物質等についても大気汚染防止法、東京都環境確保条例及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準以下の濃度に処理して排出する。このため、工事の完了後については土壌汚染を予測・評価項目としない。

なお、敷地内南側地下2.0m (A. P. +0.5m)及び敷地内東側地下1.5m (A. P. +1.0m)には、既存の江戸川清掃工場建設時に発生した汚染土壌が、厚さ30cmのSMW又は厚さ1.5mmの防水シートを内張した鋼矢板で遮水された槽内に封じ込められている。その封じ込め槽については現時点では改変する計画はない。今後、本事業で封じ込め槽近辺の土地が改変の対象となった場合は関係法令に基づき適切に対策を講じるとともに、東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせてその内容を明らかにする。したがって、工事の施行中及び工事の完了後において有害物質等が流出するおそれはないことから、封じ込め槽を予測・評価の対象としない。

(5) 地盤

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、地下構造物の設置により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下への影響が考えられることから予

測・評価項目とする。

(6) 水循環

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置に伴い地下水の水 位及び流況への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、地下構造物等の存在に伴い地下水の水位及び流況 への影響が考えられること、並びに地表構造物の設置により雨水の表面流出量への影響が考えられることから、予測・評価項目とする。

(7) 日影

工事の完了後においては、工場棟等による日影の状況の変化による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

(8) 電波障害

工事の完了後においては、工場棟等建替えによる形状の変更により、計画地周辺地域に、テレビ電波(地上デジタル波・衛星放送)の遮へい障害が生じると考えられることから予測・評価項目とする。

なお、地上デジタル波によるテレビ電波は、反射波等の障害に強い伝送方式を採用 しており、この地域の電界強度が強いため反射障害はほとんど起こらないと考えられ ることから、地上デジタル波による受信障害は遮へい障害のみとした。

(9) 景観

工事の完了後においては、工場棟等の建替えによる色彩や形状の変更により、計画 地周辺地域の景観に変化が生じると考えられることから予測・評価項目とする。

(10) 自然との触れ合い活動の場

計画地内の緩衝緑地は終日開放され、周辺住民の散策等に広く利用されている。

工事の施行中においては、計画地内緩衝緑地の整備及び施設の解体、建設による利用制限が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、緩衝緑地の整備による変化が考えられることから 予測・評価項目とする。

(11) 廃棄物

工事の施行中においては、既存施設の解体及び計画施設の建設により廃棄物、建設 発生土が発生することから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生することから予測・評価項目とする。

(12) 温室効果ガス

工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出に

よる影響が考えられることから予測・評価項目とする。

7.2 選定しなかった項目及びその理由

7.2.1 選定しなかった項目

選定しなかった項目は、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境及び史跡・文化財の5項目であり、その選定しなかった理由は、以下に示すとおりである。

なお、これらの項目の中で、今後の具体的な事業計画により新たに環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、該当する項目について改めて環境影響評価の項目として選定する。

7.2.2 選定しなかった理由

(1) 水質汚濁

ア 工事の施行中

既存施設の解体工事において洗浄などにより発生する排水は、既存施設の汚水処理設備又は仮設の汚水処理設備へ送り、凝集沈殿方式等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、公共下水道へ排出する。

なお、解体のための仮設テント等の周辺部の舗装面等に降った雨水については、公共 下水道へ排出する。

建築物等解体工事完了後に行われる建設工事において発生する排水は、沈砂槽等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、公共下水道へ排出する。

したがって、本事業による水質汚濁への影響はないと考える。

また、今後行われる土壌汚染の調査等により、土壌汚染が確認されるなど、地下水汚染が考えられる場合には、東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせ、その内容を明らかにする。

なお、本事業に先立ち既存施設の操業停止時に行う清掃により発生する汚水について も既存施設の汚水処理設備又は仮設の汚水処理設備で処理する。

イ 工事の完了後

計画施設の排水計画は、以下に示すとおりである。

プラント排水は、汚水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理した後、公共下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階でpHを常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理 状況を確認する。pH等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止す るとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するま で放流は行わない。

構内道路等に降った雨水は、初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後、公共下水道へ 放流し、初期雨水以外の雨水は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道へ放流する。 また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用し、余 剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道に放流する。

新設工場の汚水処理設備には自動制御システムを採用し常時監視を行うため、運転中に貯槽から汚水が溢れることはない。また、汚水処理設備の配管等は露出として設置するため、容易に点検が可能で、正常な運転状態を保つことができる。さらに、万一漏洩

するようなことがあったとしても、汚水処理設備室内の側溝で集水し、汚水処理系統に戻すと共に、汚水処理設備は全て防水構造とすることから、建物外部に汚水が流出することはない。主灰及び飛灰の処理についても、専用の灰等運搬車両(p. 43参照)により搬出されるため、一般環境中に漏れ出ることはない。汚水処理設備及び灰処理設備とも閉鎖処理系統のため、排水、主灰及び飛灰に起因する地下水汚染は起こらない。

したがって、本事業による水質汚濁への影響はないと考える。

(2) 地形・地質

掘削工事に伴う掘削深さは、最大でGL-20.7m程度である。工事に際しては、山留めの緩みや崩壊に強く、高い止水性を有するSMW工法によるソイルセメント柱列壁を採用し、周辺の地盤を保全することから、本事業による敷地外の土地の安定性への影響はないと考える。

(3) 生物・生態系

計画地はすでに清掃工場として使用されており、本事業はこの清掃工場の建替えである。計画地は計画的に植栽管理されており、現存する動物・植物についても市街地に普通に見られるものである。建替え後については既存の樹木を可能な限り活用することから、本事業による生物・生態系への影響はないと考える。

(4) 風環境

建替え後の建物の最高高さは、地上26.4mであり、敷地地盤をかさ上げしても周辺地盤からの高さは既存工場と同様とする。一般に風害が発生するといわれる地上約50~60m以上の高い建築物ではないため、風の吹く方向や風の速度が変化し、強風の発生や通風の阻害等、生活環境に影響を及ぼす様な、風圧、風速の変化は小さい。また、煙突の高さや形状等は、既存とほぼ変わらない。

したがって、本事業による風環境への影響はないと考える。

(5) 史跡・文化財

計画地周辺には、南西側約400mの位置に市川市の指定文化財があるが、計画地内には存在しない。本事業は計画地内の施設の建替えを行うものであり、本事業により周知の史跡・文化財等への影響はないと考える。

なお、埋蔵文化財については、事前に江戸川区教育委員会に相談・照会を行うととも に、工事中に発見された場合には、文化財保護法及び東京都文化財保護条例等に基づき 適正に処置する。